

## 特別管理産業廃棄物「廃水銀等」に関する法令改正について

### 1 特別管理産業廃棄物への指定

次の①～③に該当する廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものが特別管理産業廃棄物として新たに指定されます。（施行日：水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日）

#### ①特定の施設において生じた廃水銀等

以下の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除きます。）

施設	具体例
水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品産業廃棄物から水銀を回収するための施設	回収した時点で廃棄物として取り扱われていなかったものが、水銀需要の低迷等で廃棄物となったもの
水銀使用製品の製造の用に供する施設	
灯台の回転装置が備え付けられた施設	
水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く）を有する施設	水銀が使用されている備え付けのポロシメータ等
国又は地方公共団体の試験研究機関	廃試薬等
大学及びその附属試験研究機関	廃試薬等
学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	廃試薬等

②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀が該当します。

### ③廃水銀等を処分するために処理したもの

上記①又は②に該当する廃水銀等を処分するために処理したものが該当します。

環境省令で定める基準（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残渣）に適合しないものに限りません。

## 2 特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加

### (1) 収集運搬に係る処理基準

①特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等については、特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、以下の基準が設けられます。

- ・ 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること
- ・ 運搬容器は、密閉できることその他の構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有するものであること

②特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の積替え又は保管に当たっては、特別管理産業廃棄物の一般的な積替え又は保管基準に加え、以下の基準が設けられます。

- ・ 容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること
- ・ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ・ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること

### (2) 事業場の保管場所における特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物の一般的な保管基準に加え、以下の基準が設けられます。

- ・ 容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること
- ・ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ・ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること

## 3 許可の取り扱い

特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものの処理を行うとする場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となります。